

第5回

「犯罪被害者等早期援助団体」指定記念

犯罪被害者支援
シンポジウム

日時 平成20年4月19日(土) 13:30~16:00

場所 広島平和記念資料館(地下)「メモリアルホール」
広島市中区中島町1-2平和公園内

1 基調講演 13:40~14:20

演題 「少年犯罪被害者の置かれている現状」

講師 高松由美子氏(少年犯罪遺族・NPO法人ひょうご被害者支援センター理事)

2 シンポジウム 14:30~16:00

テーマ 「少年事件の被害者・遺族の支援策を考える」

これまでの少年事件の被害者・遺族は、加害少年が未成年ということから、通常の刑事司法とは異なった手続きが取られるため、被害者・遺族への情報提供や開示、司法手続きへの参加などが大きく制限されてきました。また賠償なども実質得られないなど、さまざまな問題に直面してきました。

米国においては、加害者が少年であることで通常の事件の被害者と差別的な待遇を受けないようにと、さまざまな被害者支援策が取られています。わが国においても、2001年の少年法、07年の更生保護法等の改正で、情報の開示など若干の制度が整備されつつありますが、まだ途についたばかりです。

本シンポジウムでは、少年事件の被害者・遺族がおかれている現状を理解し、どのような支援策があるかを考えてみたいと思います。

シンポジスト 高松由美子氏

青木 和代氏(大津少年リンチ死事件遺族)

後藤 弘子氏(千葉大学大学院教授(少年法))

戸田 慶吾氏(広島弁護士会・広島被害者支援センター理事)

コーディネーター 古中 信人氏(広島大学大学院教授、広島被害者支援センター理事)

広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

Victim Assistance Center of Hiroshima

主催 6 社団法人 広島被害者支援センター

後援 広島県、広島県教育委員会、広島市、広島市教育委員会、広島県警察、広島弁護士会、日本司法支援センター、中国新聞社、NHK 広島放送局、中国放送、広島テレビ、広島ホームテレビ、テレビ新広島

お問い合わせ・お申し込み

シンポジウム開催ご希望の方は4月12日までに下記までお申し込みください。定員300名枠切りとなります。

TEL 082-245-6667 広島被害者支援センター「シンポジウム係」

FAX 082-245-6668 受付時間/月~土10:00~18:00

被害者電話相談 ☎082-544-1110

●相談日/毎週月・水・木・土曜日 ●相談時間/10:00~16:00

相談は無料です。相談の内容は決して漏れることはありません。安心してご相談下さい。

協賛 広島県、広島県教育委員会、広島市、広島市教育委員会、広島県警察、広島弁護士会、日本司法支援センター

助成 日本財団
The Japanese Foundation